

番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
					認定基準の変更はなし	
番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
1	1	ガイドライン	75	I 3.3 エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、別表第2の換算係数で算定されているか。	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、 <b>別表第2の換算係数で“総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン”に記載されている“都内の都市ガス事業者の単位発熱量”や“電気及び熱の一次エネルギー換算係数”に基づき</b> 算定されているか。
2	1	ガイドライン	102	II 2.2 風除室、回転扉等による隙間風対策の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、非常錠等により常に施錠されているものを除く。）とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、 <b>バルコニー、常時非常錠等により常に施錠されているもの空間</b> を除く。）とする。
3	1	ガイドライン	105	II 2.4 ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 主たる居室のいずれかにブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入されている場合は、以下の選択肢の中から該当するものを選択する。  【検証チェック項目】 □主たる居室のいずれかにブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	(1) 主たる居室の <b>いずれか内、主たる事務室、教室等の50%以上</b> にブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入されている場合は、以下の選択肢の中から該当するものを選択する。  【検証チェック項目】 □主たる居室の <b>いずれか内、主たる事務室、教室等の50%以上</b> にブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。
4	1	ガイドライン	152	II 3b.16 空調の最適起動制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 空調の最適起動制御 <sup>※1</sup> が導入されている場合は、全空調機台数（24時間空調 <sup>※2</sup> 部分、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。）に対する割合を選択する。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 空調の最適起動制御 <sup>※1</sup> が導入されている場合は、全空調機台数（24時間空調 <sup>※2</sup> 部分、 <b>エレベーター機械室、電気室</b> 、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。）に対する割合を選択する。
5	1	ガイドライン	161	II 3b.25 潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムの導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) ア 室内の顕熱を処理するために、顕熱処理用空調機を設置し、冷凍機の出口温度が12°C以上で製造された冷水が利用されている。  ※1：潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムとは、顕熱処理を行う空調機と潜熱処理を行う空調機を熱源系統も含めて分離し、顕熱処理空調機等に中温冷水を利用しているものとする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) <b>ア 室内の顕熱を処理するために、顕熱処理用空調機を設置し、空調機で</b> 冷凍機の出口温度が12°C以上で製造された冷水が利用されている。  ※1：潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムとは、顕熱処理を行う空調機と潜熱処理を行う空調機を熱源系統も含めて分離し、 <b>顕熱処理空調機等</b> に中温冷水を利用しているものとする。
6	1	ガイドライン	173	II 3c.1 高効率照明器具の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (7) 簡易入力を用いる場合の消費電力は、床面積当たりの消費電力とし、ランプ又は配線を抜いている場合は抜く前の状態のもの、調光可能な照明器具は調光していない時のものとする。主たる室用途ごとに平均的な消費電力の範囲を設定して算定する。また、物販店舗等で照明パターンが複数ある場合の消費電力に、最も床面積の大きいものの消費電力を用いる場合も同様とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (7) 簡易入力を用いる場合の消費電力は、床面積当たりの消費電力とし、ランプ又は配線を抜いている場合は抜く前の状態のもの、調光可能な照明器具は調光していない時のものとする。主たる室用途ごとに平均的な消費電力の範囲を設定して算定 <b>するとしてもよい</b> 。また、物販店舗等で照明パターンが複数ある場合の消費電力に、最も床面積の大きいものの消費電力を用いる場合も同様とする。
7	1	ガイドライン	192	II 3c.16 照明の局所制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：局所制御とは、執務者個別の机上面など細かな区画を対象とした局所照明を執務者等自身が個別に制御するものとし、照明器具に付いたひも等による器具スイッチ（タスクライトは対象外とする。）、又はスイッチ（空間単位で最低1つ以上に限る。）を対象とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：局所制御とは、 <b>執務者個別の机上面など細かな区画を対象とした局所照明を執務者等自身が個別に制御するものとし、事務室、廊下は</b> 照明器具に付いたひも、リモコン等による器具 <b>1台ごと</b> のスイッチ（タスクライトは対象外とする。）、 <b>又は便所、湯洗面</b> はスイッチ（空間単位で最低1つ以上に限る。）を対象とする。
8	1	ガイドライン	211	II 3f.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) コピー機、パソコン、プリンター、ファクシミリ及び冷蔵庫に、グリーン購入法適合商品※1のオフィス機器が導入されている場合は、オフィス機器全台数（建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。）に対する割合を選択する。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) コピー機、パソコン、プリンター、ファクシミリ及び冷蔵庫に、グリーン購入法適合商品※1のオフィス機器が導入されている場合は、オフィス機器全台数（ <b>建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。</b> ）に対する割合を選択する。
9	1	ガイドライン	224	III 1a.5 部分負荷時の熱源運転の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類が作成されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類 <sup>※</sup> が作成されている。  <b>※：熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類とは、各熱源群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別熱負荷（冷熱量及び温熱量）に対する各熱源機器の運転状況と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
10	1	ガイドライン	226	III 1a.6 部分負荷時の空調用ポンプ運転の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類が作成されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類 <sup>※3</sup> が作成されている。  <b>※3：熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類とは、各空調2次ポンプ群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別熱負荷（冷熱量及び温熱量）に対する空調2次ポンプの運転台数と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
11	1	ガイドライン	248	III 1b.12 エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	【評価項目の概要と特徴】 追記	【評価項目の概要と特徴】 <b>(3) 特高変電室内にUPS・蓄電池等が設置されており、それらを保護するために対象機器の周辺温度を低くしなければならない場合、それらを間仕切り等で囲い、局所的に冷却することで、電気室の室内設定温度の適正化が可能となる。</b>
12	1	ガイドライン	255	III 1c.1 居室以外の照度条件の緩和	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 間引き点灯又は調光等による照度条件の緩和とは、次のアからイまでのいずれかに該当する場合を対象とする。イの場合、該当した主たる室用途はその床面積の全てで実施とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 間引き点灯又は調光等による照度条件の緩和とは、次のアからイまでのいずれかに該当する場合を対象とする。 <b>イの場合、該当した主たる室用途はその床面積の全てで実施とする。</b>
13	1	ガイドライン	273	III 1f.1 外部に面する出入口の開閉の管理	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、非常錠等により常に施錠されているものを除く。）とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、 <b>バルコニー、常時非常錠等により常に施錠されているものを除く。</b> ）とする。
14	1	ガイドライン	301	トップレベル事業所等認定における東京都版PUE値の取扱いについて	6 検証資料 (4) 測定値の確認書類（電力会社検針表又は請求書、購買伝票、実測数値一覧表等の元データ）	6 検証資料 (4) 測定値の確認書類（電力会社検針表又は請求書、購買伝票、 <b>使用実績の記録</b> 、実測数値一覧表等の元データ）

番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
					認定基準の変更はなし	
番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
1	2	ガイドライン	53	第三部 第2章 2 (2) イ	エネルギー使用量は、事業所全体合計の欄の数値と合計の欄の数値が一致するように記入する。	削除
2	2	ガイドライン	77	I 3.3 エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、別表第2の換算係数で算定されているか。	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、別表第2の換算係数で算定されているか。  <b>【別表第2の換算係数で“総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン”に記載されている“都内の都市ガス事業者の単位発熱量”や“電気及び熱の一次エネルギー換算係数”に基づき算定されているか。</b>
3	2	ガイドライン	179	II 2a.12 空調の最適起動制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 空調の最適起動制御※1が導入されている場合は、全空調機台数（24時間空調※2部分、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。）に対する割合を選択する。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 空調の最適起動制御※1が導入されている場合は、全空調機台数（24時間空調※2部分、エレベーター機械室、電気室、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。）に対する割合を選択する。
4	2	ガイドライン	196	II 2b.5 照明の局所制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：局所制御とは、執務者個別の机上面など細かな区画を対象とした局所照明を執務者等自身が個別に制御するものとし、照明器具に付いたひも等による器具スイッチ（タスクライトは対象外とする。）、又は室スイッチ（空間単位で最低1つ以上に限る。）を対象とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：局所制御とは、執務者個別の机上面など細かな区画を対象とした局所照明を執務者等自身が個別に制御するものとし、事務室、廊下は照明器具に付いたひも、リモコン等による器具1台ごとのスイッチ（タスクライトは対象外とする。）、又は便所、湯洗室は室スイッチ（空間単位で最低1つ以上に限る。）を対象とする。
5	2	ガイドライン	214	II 2e.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) コピー機、パソコン、プリンター、ファクシミリ及び冷蔵庫に、グリーン購入法適合商品※1のオフィス機器が導入されている場合は、オフィス機器全台数（建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。）に対する割合を選択する。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) コピー機、パソコン、プリンター、ファクシミリ及び冷蔵庫に、グリーン購入法適合商品※1のオフィス機器が導入されている場合は、オフィス機器全台数（建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。）に対する割合を選択する。
6	2	ガイドライン	232	III 1a.3 部分負荷時の蒸気ボイラー運転の適正化	（1）蒸気ボイラー群で、部分負荷時に熱負荷に応じた運転の適正化が実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、蒸気ボイラー群系統数に対する割合を選択する。  ア 熱負荷に対して、できる限り効率の良い熱源機器が優先的に運転されている。  ウ 蒸気量、蒸気圧力又は燃料消費量と蒸気ボイラーの運転パターンの相関がわかる書類が作成されている。	（1）蒸気ボイラー群で、部分負荷時に熱負荷に応じた運転の適正化が実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、蒸気ボイラー群系統数に対する割合を選択する。  ア 熱負荷に対して、できる限り効率の良い熱源機器蒸気ボイラーが優先的に運転されている。  ウ 蒸気量、蒸気圧力又は燃料消費量と蒸気ボイラーの運転パターンの相関がわかる書類*が作成されている。  <b>※蒸気量、蒸気圧力又は燃料消費量と蒸気ボイラーの運転パターンの相関がわかる書類とは、蒸気ボイラー群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別負荷に対する各蒸気ボイラーの運転状況と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
7	2	ガイドライン	246	III 1b.8 部分負荷時の熱源運転の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類が作成されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類*が作成されている。  <b>※：熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類とは、各熱源群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別熱負荷（冷熱量及び温熱量）に対する各熱源機器の運転状況と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
8	2	ガイドライン	247	III 1b.9 部分負荷時の空調用ポンプ運転の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類が作成されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) エ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類*3が作成されている。  <b>※3：熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類とは、各空調2次ポンプ群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別熱負荷（冷熱量及び温熱量）に対する空調2次ポンプの運転台数と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
9	2	ガイドライン	257	III 1e.3 部分負荷時のエアコンプレッサー運転の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) ウ 圧縮空気量、圧力等とコンプレッサーの運転台数の相関が分かる書類が作成されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) ウ 圧縮空気量、圧力等とコンプレッサーの運転台数の相関が分かる書類*2が作成されている。  <b>※2：圧縮空気量、圧力等とコンプレッサーの運転台数の相関が分かる書類とは、各エアコンプレッサー群において、部分負荷時（中間期、夜間、休日等）の時刻別負荷に対するエアコンプレッサーの運転台数と、定格能力又は最高効率点の能力の関係がわかるものとする。</b>
9	2	ガイドライン	284	III 3a.5 エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	【評価項目の概要と特徴】 追記	【評価項目の概要と特徴】 <b>(3) 特高受変電室内にUPS・蓄電池等が設置されており、それらを保護するために対象機器の周辺温度を低くしなければならない場合、それらを間仕切り等で囲い、局所的に冷却することで、電気室の室内設定温度の適正化が可能となる。</b>
10	2	ガイドライン	301	III 3e.1 空調空間と非空調空間の境にある出入口の開閉の管理	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、非常錠等により常に施錠されているものを除く。）とする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：主たる動線の出入口とは、人の往来がある非空調空間と空調空間の境にある出入口（独立店舗、バルコニー、常時非常錠等により常に施錠されているもの空間を除く。）とする。

※ページ数は、2022年4月公開版のページ数を示す。

■令和3年度 第三計画期間 検証ガイドライン改正表

番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
1	-	ガイドライン	9	第二部 第1章 2	【参照条文】（検証業務の実施方法） 三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせることを。	【参照条文】（検証業務の実施方法） 三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせることを。 <u>ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。</u>
2	-	ガイドライン	9	第二部 第1章 2	参照条文 下部	<u>※このガイドラインでは、規則第5条の12第1項第3号における「講習会修了者」のことを「検証担当者」という。</u>
3	-	ガイドライン	11	第二部 第2章 2	検証主任者は、複数によるチームで検証を実施するときは、チームメンバーに検証業務を適切に割り当て、分担を決定しなければならない。	検証主任者は、複数によるチームで検証を実施するときは、チームメンバーに検証業務を適切に割り当て、分担を決定しなければならない。 <u>検証担当者のみが実地調査（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含むものとする。以下同じ。）に立ち会う場合は、事前に検証主任者が検証担当者に対し調査内容の指示を行わなければならない。その際、実地調査に当たって注意すべき点についても教示すること。</u> <u>実地調査時においても、検証主任者は検証担当者に対して監督及び助言を行う体制を確保し、実地調査の日ごとに検証担当者と連絡を取ることで、指示した調査内容の実施状況を監督し、必要に応じて助言を与えること。また、検証主任者による当該助言内容等については、検証結果詳細報告書に記載すること。（「第4章2検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成」を参照）</u>
4	-	ガイドライン	12	第二部 第2章 4	認定申請事業所における実地調査（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含むものとする。以下同じ。）の前に、事業所の範囲について確認しておくことが望ましい。認定申請事業所において、削減義務の対象となっている事業所範囲内の建物、施設等が漏れなく把握されていることを確認する必要がある。特に、評価点が0点になってしまう設備機器等が評価の対象から漏れた場合、過大に評価してしまうことになる。	認定申請事業所における実地調査（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含むものとする。以下同じ。）の前に、事業所の範囲について確認しておくことが望ましい。認定申請事業所において、削減義務の対象となっている事業所範囲内の建物、施設等が漏れなく把握されていることを確認する必要がある。特に、評価点が0点になってしまう設備機器等が評価の対象から漏れた場合、過大に評価してしまうことになる。
5	-	ガイドライン	17	第二部 第3章 2（3）ア	検証主任者等は、検証チェック項目の確認が終了したとき、□に✓等の印を付ける。これにより、確認漏れを防ぐことができる。なお、検証主任者等が、認定申請事業所の用途、設備の状況等から、その事業所の検証チェック項目に該当しないと判断したものについては、確認を行わないことができるが、その場合は、不備あり又は不明の判断理由の欄に、その理由の概要を記入する。	検証主任者等は、検証チェック項目の確認が終了したとき、□に✓等の印を付ける。これにより、確認漏れを防ぐことができる。なお、検証主任者等が、認定申請事業所の用途、設備の状況等から、その事業所の検証チェック項目に該当しないと判断したものについては、確認を行わないことができるが、その場合は、不備あり又は不明の判断理由の欄に、その理由の概要を記入する。 <u>検証担当者のみが実地調査に立ち会う場合は、検証主任者は情報通信技術を用いた方法等により、事前に実地調査を実施する検証担当者と打合せを行い、当該実地調査の内容に関する指示を行わなければならない。その際、実地調査に当たって注意すべき点についても教示すること。また、打合せの様子は写真（電子も可。詳細は、別に定める「写真撮影等要領」参照）で記録する。規則第5条の12第1項第3号ただし書の知事が別に定める部分について、詳しくは図2.5のように定める。</u>
6	-	ガイドライン	20	第二部 第3章 2（3）ア	図2.5 実地調査時及び実地調査後の検証のフロー図	実地調査時の検証について、検証担当者の立会をもって代替可能な範囲を追記
7	-	ガイドライン	33	第二部 第4章 2	検証結果の品質管理レビューにおいて、検証結果が問題ないと判断された場合は、検証結果報告書及び検証結果詳細報告書を作成する。	検証結果の品質管理レビューにおいて、検証結果が問題ないと判断された場合は、検証結果報告書及び検証結果詳細報告書を作成する。 <u>実地調査を検証担当者が実施した場合は、検証結果詳細報告書「1 検証を担当した人員」にて、その担当者の「責任者」欄に「担当」と記入する。また、検証結果詳細報告書「2 検証留意事項」に、検証担当者が実地調査を実施した日付、調査内容、主任者による助言内容等について、記載すること。</u>
8	-	ガイドライン	33	第二部 第4章 2	検証結果詳細報告書「3 検証結果の品質管理手続きの概要」に、品質管理レビューの概要を記入しなければならない。テーマ・名称は、検証機関が検証の品質を管理するために行った内容等を記入する。	検証結果詳細報告書「3 検証結果の品質管理手続きの概要」には、品質管理レビューの概要を記入しなければならない。テーマ・名称は、検証機関が検証の品質を管理するために行った内容等を記入する。
9	-	検証チェックリスト	41、73	実地調査時の確認事項 3 実地調査を検証担当者が実施する場合		【検証チェック項目】 <u>□検証担当者が実地調査を実施する際、実地調査開始前に検証主任者が検証担当者に調査内容を指示したか。</u> <u>□上記の打合せの様子を写真等に記録したか。</u> <u>□調査時に監督及び助言を行う体制を確保したか。</u>
10	-	検証チェックリスト	47、82	I 3.3 エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、別表第2の換算係数で算定されているか。	【検証チェック項目】 □電力量、燃料消費量及び熱量（地域冷暖房）の一次エネルギー消費量が、 <u>別表第2の換算係数で“総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン”に記載されている“都内の都市ガス事業者の単位発熱量”や“電気及び熱の一次エネルギー換算係数”に基づき算定されているか。</u>
11	1	検証チェックリスト	50	II 2.4 ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	【検証チェック項目】 □主たる居室の内、主たる事務室の80%以上、又は主たる教室の80%以上のいずれかにブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	【検証チェック項目】 □主たる居室の内、 <u>主たる事務室の80%以上、又は主たる教室の80%以上のいずれかに主たる事務室、教室等の50%以上に</u> ブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。